

国官技第180号
平成31年3月29日

各地方整備局企画部長
北海道開発局事業振興部長
内閣府沖縄総合事務局開発建設部長 宛
国土技術政策総合研究所企画部長
国土地理院企画部長

国土交通省大臣官房技術調査課長

「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」の改定について

土木工事の情報共有システムの活用にあたり、「土木工事の情報共有システム活用ガイドラインの改定について」（平成26年7月30日付け国官技第59号）において、「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を改定した旨を通知したところである。

このたび、「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.1）」が改定されたことを受け、本ガイドラインを改定したので、別添のとおり通知する。

附 則

本ガイドラインは、平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事に適用するものとし、それ以外の工事については、設計変更により適用するものとする。